



福県医発第 15 号（地）
令和 7 年 4 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムに係る運用変更及び機能改修について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より日本医師会を通じて別添のとおり連絡がありました。

「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」平成 30 年 6 月 14 日）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議令和 2 年 7 月 14 日）において、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査の厳格化を検討する方針が決定されました。

これに基づき、厚生労働省では、訪日外国人受診者による医療費未払いの発生を抑止力とすること及び制度の周知を通じて、訪日外国人が我が国を訪れる際に、適切な民間医療保険へ加入することを推進するため、令和 3 年 5 月より出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国管理庁へ共有する仕組みの運用を開始しております。

本件は、同システムに訪日外国人受診者の未収金情報が登録された後、未収金の全部または一部が回収された場合に、同システムへ未収金の回収情報が反映されない、または反映が遅れることで、当該外国人が再入国時に厳格審査を受けるリスクが生じることから、情報管理を強化し、更新漏れを防ぐこと等を目的として、同システムの運用変更及び機能改修が実施されることに伴い、その周知を求めるものです。

詳細につきましては、別添の「1. 運用変更について」及び「3. 本システムの機能改修について」をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いたくとともに、貴会会員へ周知の方よろしくお願いいたします。

なお、運用開始前に、運用変更内容に関する医療機関向け説明会を実施する予定とのことであり、情報提供がありましたら、改めてご案内を申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎